【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成17年11月16日

【会社名】グランディハウス株式会社【英訳名】Grandy House Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菊地 俊雄

【本店の所在の場所】 栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号

【電話番号】 (028)650-7777

【事務連絡者氏名】取締役管理本部本部長齋藤 淳夫【最寄りの連絡場所】栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号

【電話番号】 (028)650-7777

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 入札による募集 - 円

入札によらない募集 - 円

ブックビルディング方式による募集 2.448,000,000円

(引受人の買取引受による売出し)

入札による売出し - 円

入札によらない売出し - 円

ブックビルディング方式による売出し 490,000,000円

(オーバーアロットメントによる売出し)

入札による売出し - 円

入札によらない売出し - 円

ブックビルディング方式による売出し 514,500,000円

(注) 募集金額は、商法上の発行価額の総額であり、売出 金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時におけ る見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成17年10月31日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集6,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成17年11月15日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し2,050株(引受人の買取引受による売出し1,000株・オーバーアロットメントによる売出し1,050株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、また、平成17年11月15日開催の取締役会において平成17年9月期中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の中間連結財務諸表並びに平成17年9月期中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の中間財務諸表が承認されたため、これらに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

- 第1 募集要項
 - 1 新規発行株式
 - 2 募集の方法
 - 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
 - 4 株式の引受け
 - 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途
- 第2 売出要項
 - 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)
 - 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

第二部 企業情報

- 第2 事業の状況
 - 2 生産、受注及び販売の状況
- 第5 経理の状況
 - 1 連結財務諸表等
 - (2) その他
 - 2 財務諸表等
 - (3) その他

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)
普通株式	6,000 <u>(注)2.</u>

- (注)1. 平成17年10月31日開催の取締役会決議によっております。
 - 2 . 発行数については、平成17年11月15日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

(訂正後)

種類	発行数 (株)
普通株式	6,000

(注) 平成17年10月31日開催の取締役会決議によっております。

(注)1.の番号及び2.の全文削除

2【募集の方法】

(訂正前)

平成17年11月25日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成17年11月15日<u>開催予定</u>の取締役会において決定される発行価額以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」 (以下「上場前公募等規則」という。)第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行 価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法を いう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募 集	-	-	-
入札方式のうち入札によらな い募集	-	-	-
ブックビルディング方式	6,000	2,448,000,000	1,224,000,000
計(総発行株式)	6,000	2,448,000,000	1,224,000,000

- (注)1.全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 - 2.上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
 - 3 . 発行価額の総額は、商法上の発行価額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
 - 4. 資本組入額の総額は、発行価額の総額(見込額)の2分の1相当額を資本に組入れることを前提として算出した見込額であります。
 - 5 . <u>有価証券届出書提出時における想定発行価格(480,000円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)</u> <u>は2,880,000,000円となります。</u>
 - 6.本募集並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 - なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧下さい。
 - 7.本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご覧下さい。

(訂正後)

平成17年11月25日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成17年11月15日開催の取締役会において決定された発行価額(408,000円)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」 (以下「上場前公募等規則」という。)第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行 価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法を いう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募 集	-	-	-
入札方式のうち入札によらな い募集	-	-	-
ブックビルディング方式	6,000	2,448,000,000	1,224,000,000
計(総発行株式)	6,000	2,448,000,000	1,224,000,000

- (注)1.全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 - 2.上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
 - 3.発行価額の総額は、商法上の発行価額の総額であります。
 - 4. 資本組入額の総額は、<u>平成17年11月15日開催の取締役会決議により決定した資本に組入れる額に基づき算出した金額であります。</u>
 - 5. <u>仮条件(480,000円~500,000円)</u> の平均価格(490,000円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額) <u>は2,940,000,000円となります。</u>
 - 6.本募集並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 - なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧下さい。
 - 7.本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご覧下さい。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価 格 (円)	引受価 額 (円)	発行価 額 (円)	資本組 入額 (円)	申込株 数単位 (株)	ī 申込期間		申込証 拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	<u>未定</u> (注) 2 .	<u>未定</u> (注) 2 .	1	自至	平成17年11月28日(月) 平成17年12月1日(木)	未定 (注) 3 .	平成17年12月5日(月)

(注)1.発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、<u>平成17年11月15日に仮条件を提示し、</u>当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成17年11月25日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い公開会社との比較、価格算定能力が高いと推 定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2. <u>平成17年11月15日開催予定の取締役会において、商法上の発行価額及び資本組入額を決定し、平成17年11月16日に公告する予定であります。また、</u>「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と平成17年11月16日に公告<u>する予定の</u>商法上の発行価額及び平成17年11月25日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3.申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 4.株券受渡期日は、平成17年12月6日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。株券は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。
- 5.申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 6.申込みに先立ち、平成17年11月17日から平成17年11月24日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若 しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資につ いての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則 として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

- 7. 引受価額が発行価額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。
- 8.新株式に対する配当起算日は、平成17年10月1日といたします。

(訂正後)

発行価 格 (円)	引受価 額 (円)	発行価 額 (円)	資本組 入額 (円)	申込株 数単位 (株)	牧単位 申込期間		申込証 拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	408,000	204,000	1	自至	平成17年11月28日(月) 平成17年12月1日(木)	未定 (注) 3 .	平成17年12月5日(月)

(注)1.発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

<u>仮条件は、480,000円以上500,000円以下の範囲とし、</u>発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動 リスク等を総合的に勘案した上で、平成17年11月25日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

- 土地開発から販売及びアフターメンテナンスまで一貫して自社で行っており、利益率が高いこと。
- <u>経営のマネジメント力が評価でき、今来期とも堅調な成長が見込めること。</u>
- <u>事業規模がまだ大きくなく、業績変動のリスクがあること。</u>

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規公開株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は480,000円から500,000円の範囲が妥当であると判断いたしました。

- 2.「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と平成17年11月16日に公告<u>した</u>商法上の発行価額<u>(408,000円)</u>及 び平成17年11月25日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の 手取金となります。
- 3.申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 4.株券受渡期日は、平成17年12月6日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。株券は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。
- 5. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 6.申込みに先立ち、平成17年11月17日から平成17年11月24日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若 しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資につ いての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則 として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

- 7. 引受価額が発行価額 (408,000円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。
- 8.新株式に対する配当起算日は、平成17年10月1日といたします。

4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社 大和証券エスエムビーシー株式会社 日興シティグループ証券株式会社 新光証券株式会社 三菱UFJ証券株式会社 みずほインベスターズ証券 株式会社 髙木証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 東京都港区赤坂五丁目2番20号 東京都中央区八重洲二丁目4番1号 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号 大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-400号	未定	1.買取引受けによります。 2.引受人は新株式払込金として、平成17年12月5日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3.引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	-	6,000	-

- (注)1.平成17年11月15日(火)開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 - 2.上記引受人と発行価格決定日(平成17年11月25日)に元引受契約を締結する予定であります。
 - 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、100株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託する 方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社 大和証券エスエムビーシー 株式会社 日興シティグループ証券株 式会社 新光証券株式会社 三菱UFJ証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 東京都港区赤坂五丁目2番20号 東京都中央区八重洲二丁目4番1号 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	4,600 350 350 210 210	1.買取引受けによります。 2.引受人は新株式払込金として、平成17年12月5日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3.引受手数料は支払われません。ただし、発行価格
みずほインベスターズ証券 株式会社 髙木証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番 16号 大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1- 400号	<u>210</u> <u>70</u>	と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	-	6,000	-

- (注) 1.上記引受人と発行価格決定日(平成17年11月25日)に元引受契約を締結する予定であります。
 - <u>2</u>. 引受人は、上記引受株式数のうち、100株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託する 方針であります。

(注)1.の全文削除

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,678,400,000	22,000,000	2,656,400,000

- (注) 1.払込金額の総額は、引受価額の総額であり、<u>有価証券届出書提出時における想定発行価格(480,000円)を基礎として算出した見込額であります。</u>
 - 2.発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
 - 3.引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,734,200,000	22,000,000	2,712,200,000

- (注) 1.払込金額の総額は、引受価額の総額であり、<u>仮条件(480,000円~500,000円)の平均価格(490,000円)を基礎として算出した見込額であります。</u>
 - 2.発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
 - 3 . 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額2,656,400千円のうち、337,000千円については平成18年3月期中の土地仕入代金として、残額2,319,400千円については、今後の販売用住宅の建築資金に充当する予定であります。

(訂正後)

上記の手取概算額2,712,200千円のうち、337,000千円については平成18年3月期中の土地仕入代金として、残額2,375,200千円については、今後の販売用住宅の建築資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

平成17年11月25日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の証券会社(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(姝)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入 札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入 札によらない売出 し	1	-	-
普通株式	ブックビルディン グ方式	1,000	480,000,000	栃木県宇都宮市陽東5-32-20 菊地 俊雄 200株 栃木県宇都宮市陽東5-32-20 新日本物産株式会社 180株 群馬県館林市日向町976 増田 利雄 140株 千葉県流山市向小金3-84-3 清水 勝平 140株 栃木県宇都宮市駒生2-11-20 磯 国男 140株 栃木県宇都宮市陽東5-32-20 菊地 洋子 100株 栃木県宇都宮市江曽島3-805-8 笹川 誠 100株
計(総売出株式)	-	1,000	480,000,000	-

- (注)1.上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
 - 2.「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
 - 3.売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(480,000円)で算出した見込額であります。
 - 4.売出数等については今後変更される可能性があります。
 - 5.本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 - なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧下さい。
 - 6.引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご覧下さい。

(訂正後)

平成17年11月25日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の証券会社(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入 札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入 札によらない売出 し	-	-	-
普通株式	ブックビルディン グ方式	1,000	490,000,000	栃木県宇都宮市陽東5-32-20 菊地 俊雄 200株 栃木県宇都宮市陽東5-32-20 新日本物産株式会社 180株 群馬県館林市日向町976 増田 利雄 140株 千葉県流山市向小金3-84-3 清水 勝平 140株 栃木県宇都宮市駒生2-11-20 磯 国男 140株 栃木県宇都宮市陽東5-32-20 菊地 洋子 100株 栃木県宇都宮市江曽島3-805-8 笹川 誠 100株
計(総売出株式)	-	1,000	490,000,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
 - 2.「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
 - 3.売出価額の総額は、仮条件(480,000円~500,000円)の平均価格(490,000円)で算出した見込額であります。
 - 4.売出数等については今後変更される可能性があります。
 - 5.本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 - なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧下さい。
 - 6.引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご覧下さい。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称			
-	入札方式のうち入 札による売出し	-	-	-			
-	入札方式のうち入 札によらない売出 し	-	-	-			
普通株式	ブックビルディン グ方式	1,050	504,000,000	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号 野村證券株式会社 1,050株			
計(総売出株式)	-	1,050	504,000,000	-			

- (注) 1 . オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案 し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は 上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
 - 2.オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2.グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご覧下さい。

- 3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、上場前公募等規則により規定されております。
- 4.「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 . 売出価額の総額は、<u>有価証券届出書提出時における想定売出価格(480,000円)で算出した見込額であります。</u>

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入 札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入 札によらない売出 し	-	-	-
普通株式	ブックビルディン グ方式	1,050	514,500,000	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号 野村證券株式会社 1,050株
計(総売出株式)	-	1,050	514,500,000	-

- (注) 1.オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案 し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は 上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
 - 2.オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2.グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご覧下さい。

- 3.上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、上場前公募等規則により規定されております。
- 4.「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5.売出価額の総額は、仮条件(480,000円~500,000円)の平均価格(490,000円)で算出した見込額であります。

第二部【企業情報】

第2【事業の状況】

2【生産、受注及び販売の状況】

(3) 販売実績

(訂正前)

地域別販売実績

	心场仍然几天模								
				平成16年3月期		平成17年3月期			
	事業	地域	項目	件数(件)	売上高	5	件数(件)	売上高	<u> </u>
					金額(千円)	構成比(%)		金額(千円)	構成比(%)
	(省略)								
			土地	7	149,945	1.0	18	<u>289,155</u>	1.6
			注文住宅	6	108,024	0.7	7	139,230	0.8
不	動産販売	埼玉県	戸建住宅	10	305,773	2.1	1	24,226	0.1
事	業		その他		17,114	0.1		11,014	0.0
			小計	23	580,856	3.9	26	463,586	2.5
				-			•	•	

(省略)

(訂正後)

地域別販売実績

- 03/73	20.3次的双分之关: 演							
				平成16年3月期		平成17年3月期		
事業	地域	項目	件数(件)	売上高	5	件数(件)	売上高	5
			计数(计)	金額(千円)	構成比(%)	TXX (IT)	金額 (千円)	構成比(%)
•	(省略)				·			
		土地	7	149,945	1.0	18	<u>289,115</u>	1.6
		注文住宅	6	108,024	0.7	7	139,230	0.8
不動産販売	埼玉県	戸建住宅	10	305,773	2.1	1	24,226	0.1
事業		その他		17,114	0.1		11,014	0.0
		小計	23	580,856	3.9	26	463,586	2.5
		-						
•	=		= '	((I) m/s		<u>-</u> '		

(省略)

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(2)【その他】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

連結ベースの最近の経営成績及び財政状態の概況

平成17年11月15日の取締役会において承認された当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)の中間連結財務諸表は次のとおりであります。

なお、この中間連結財務諸表は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という)に基づいて作成しておりますが、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査は未了であり中間監査報告書は受領しておりません。

中間連結貸借対照表

		当中間 (平成	連結会計期間末 17年9月30日)	₹
区分	注記番号	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
1 . 現金及び預金	1		1,021,433	
2 . 売掛金			17,346	
3 . たな卸資産	1,2		14,541,235	
4 . 繰延税金資産			129,018	
5 . その他			573,333	
貸倒引当金			857	
流動資産合計			16,281,511	65.7
固定資産				
1 . 有形固定資産				
(1)建物及び構築物	1	3,803,928		
減価償却累計額		399,148	3,404,779	
(2)機械装置及び運搬具		9,771		
減価償却累計額		6,844	2,927	
(3) 工具器具備品		191,680		
減価償却累計額		125,725	65,954	
(4) 土地	1,2		4,506,256	
(5)建設仮勘定			170,711	
有形固定資産合計			8,150,629	32.9

			連結会計期間末	
		(平成	17年9月30日)	
区分	注記番号	金額 (千円)	構成比 (%)
2 . 無形固定資産			92,328	0.3
3.投資その他の資産				
(1)投資有価証券			109,419	
(2)長期貸付金			63,532	
(3) 繰延税金資産			54,872	
(4) その他			85,680	
貸倒引当金			40,276	
投資その他の資産合計			273,228	1.1
固定資産合計			8,516,187	34.3
資産合計			24,797,698	100.0
(負債の部)				
流動負債				
1 . 工事未払金			1,474,418	
2.短期借入金	1,4		12,955,350	
3 . 1年以内返済予定長期 借入金	1		763,585	
4 . 1 年以内償還予定社債			100,000	
5 . 未払法人税等			614,627	
6 . 完成工事補償引当金			50,826	
7 . その他			591,889	
流動負債合計			16,550,697	66.7
固定負債				
1 . 長期借入金	1		3,583,033	
2.退職給付引当金			36,618	
3 . その他			227,543	
固定負債合計			3,847,194	15.5
負債合計			20,397,891	82.2

			連結会計期間末 17年 9 月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比 (%)
(資本の部)				
資本金			853,500	3.4
資本剰余金			639,165	2.6
利益剰余金			2,893,572	11.7
その他有価証券評価差額 金			13,678	0.1
自己株式			109	0.0
資本合計			4,399,807	17.8
負債及び資本合計			24,797,698	100.0

中間連結指益計算書

中間連結損益計算書				
		(自 平	引連結会計期間 成17年 4 月 1 日 成17年 9 月30日]
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)
売上高			11,687,986	100.0
売上原価			9,001,767	77.0
売上総利益			2,686,218	23.0
販売費及び一般管理費	1		1,159,583	9.9
営業利益			1,526,635	13.1
営業外収益				
1.受取利息		60		
2 . 受取配当金		4,361		
3 . 維持管理業務収入		52,152		
4 . 受取事務手数料		83,162		
5 . その他		5,435	145,172	1.2
営業外費用				
1 . 支払利息		217,513		
2 . その他		21,038	238,551	2.0
経常利益			1,433,256	12.3
特別利益				
1.固定資産売却益	2	18,181	18,181	0.1
特別損失				
1.固定資産除却損	3	3,093		
2.減損損失	4	31,422	34,515	0.3
税金等調整前中間純利 益			1,416,921	12.1
法人税、住民税及び事 業税		603,593		
法人税等調整額		13,083	616,676	5.3
中間純利益			800,245	6.8

中間連結剰余金計算書

中间建給剌木並引昇音			
		(自 平成17	i会計期間 年4月1日 年9月30日)
区分	注記番号	金額 (千円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高			639,165
資本剰余金中間期末残高			639,165
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高			2,254,614
利益剰余金増加高			
中間純利益		800,245	800,245
利益剰余金減少高			
配当金		141,237	
役員賞与		20,050	161,287
利益剰余金中間期末残高			2,893,572

中間連結キャッシュ・フロー計算書

中間連結キャッシュ・フロ	一計算	書
		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利 益		1,416,921
減価償却費		72,606
退職給付引当金の増加 額		2,626
役員退職慰労引当金の 減少額		126,187
完成工事補償引当金の 増加額		4,055
貸倒引当金の増加額		10,040
受取利息及び受取配当 金		4,421
支払利息		217,513
減損損失		31,422
固定資産除却損		3,093
固定資産売却益		18,181
売上債権の減少額		21,923
たな卸資産の増加額		1,910,387
仕入債務の増加額		86,774
役員賞与の支払額		20,050
その他		298,156
小計		85,907
利息及び配当金の受取 額		5,026
利息の支払額		205,094
法人税等の支払額		878,529
営業活動によるキャッシ ュ・フロー		992,689

		9年間建編会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)
	=	고 12%((구 2/1300대 /
区分	注記番号	金額 (千円)
投資活動によるキャッシ ュ・フロー		
定期預金の預入による 支出		36,030
定期預金の払戻による 収入		24,000
有形固定資産の取得に よる支出		697,156
有形固定資産の売却に よる収入		49,138
無形固定資産の取得に よる支出		297
貸付けによる支出		500
貸付金の回収による収 入		16,263
その他投資の増加によ る支出		300
その他投資の減少によ る収入		820
その他		4,786
投資活動によるキャッシ ュ・フロー		648,849
財務活動によるキャッシ ュ・フロー		
短期借入金の純増加額		2,014,550
長期借入による収入		385,000
長期借入金の返済によ る支出		457,778
社債の償還による支出		100,000
配当金の支払額		141,237
財務活動によるキャッシ ュ・フロー		1,700,535
現金及び現金同等物の増 加額		58,996
現金及び現金同等物の期 首残高		696,972
現金及び現金同等物の中 間期末残高	1	755,968

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

中间连加别切相权[F]从[7]	
項目	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)
1.連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 4社
	グランディ商事㈱
	グランディ土木建設(株)
	グランディ住宅管理㈱
	グランディプレカット(株)
	上記のうち、グランディプレカット(株)
	については、当中間連結会計期間におい
	て新たに設立したため、連結の範囲に含
	めております。
2 . 持分法の適用に関する事	持分法適用の非連結子会社及び関連会
項	社はありません。
3 . 連結子会社の中間決算日	連結子会社の中間期の末日は、中間連
等に関する事項	結決算日と一致しております。
4 . 会計処理基準に関する事	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
項	有価証券
	その他有価証券
	時価のあるもの
	中間連結決算日の市場価格等に
	基づく時価法を採用しておりま
	す。(評価差額は全部資本直入法
	により処理し、売却原価は移動平
	均法により算定しております。)
	時価のないもの
	移動平均法による原価法を採用
	しております。
	デリバティブ
	金利スワップ取引
	時価法を採用しております。
	ただし、特例処理の要件を満た
	している金利スワップ取引につい
	ては、時価評価を行っておりませ
	ん。 たな卸資産
	たる即員度 未成丁事支出金・分譲土地建物・
	未成分譲土地・未成分譲建物
	個別法に基づく原価法を採用し
	ております。
	貯蔵品
	最終仕入原価法による原価法を
	採用しております。

項目

当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は次の とおりであります。

建物

8~50年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保及びアフターサービスの費用に備えるため、 過去の補償・修繕実績に将来の補 償・修繕見込みを加味して計上して おります。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため当連結会計年度末における退職給付債務(簡便法により自己都合要支給額の100%)に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

項目	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)
	役員退職慰労引当金
	当社及び連結子会社1社(グラン
	ディ土木建設㈱)は従来、役員の退
	職慰労金の支出に備えるため、内規
	に基づく要支給額を計上しておりま
	したが、平成17年 3 月31日をもって
	役員退職慰労金制度を廃止いたしま
	した。
	これに伴い、平成17年3月31日ま
	での在任期間に応じた退職慰労金の
	打切り支給を当社については平成17
	年6月20日開催の株主総会におい
	て、グランディ土木建設㈱について
	は平成17年5月20日開催の株主総会
	において、それぞれ決議いたしまし
	た。
	なお、支給対象期間に係る役員退
	職慰労金所要額123,537千円につい
	ては、固定負債の「その他」に計上
	しております

しております。

- (4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転す ると認められるもの以外のファイナン ス・リース取引については、通常の賃 貸借取引に係る方法に準じた会計処理 によっております。
- (5) その他中間連結財務諸表作成のため の基本となる重要な事項 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理 は税抜方式を採用しております。た だし、固定資産に係る控除対象外消 費税は、投資その他の資産に計上 し、5年間で均等償却をしており、 それ以外は発生連結会計年度の期間 費用としております。

5.中間連結キャッシュ・フ ロー計算書における資金 の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及 び容易に換金可能であり、かつ、価値の 変動について僅少なリスクしか負わない 取得日から3か月以内に償還期限の到来 する短期投資からなっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

(固定資産の減損にかかる会計基準)

当中間連結会計期間より、固定資産の減損に係る会計 基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する 意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び (「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業 会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用し ております。これにより税金等調整前中間純利益は 31,422千円減少しております。

なお、減損損失累計額については、改正後の中間連結 財務諸表規則に基づき当該資産の金額から直接控除して おります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

1.担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

現金及び預金250,700千円たな卸資産11,497,924建物3,067,582土地4,299,391計19,115,597

上記には、担保権の設定が留保されているたな卸資産が5,949,155千円及び土地が26,022千円含まれております。

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金 12,955,350千円 1年以内返済予定長期借入金 763,585 長期借入金 3,583,033 計 17,301,968

- 2 . たな卸資産に計上していた土地26,022千円について所有目的を事業用に変更したため、土地へ振替処理しております。
- 3.保証債務

住宅ローン利用者に対する金融機関の融資について保証を行っております。(住宅ローン実行までの金融機関からのつなぎ融資に対する保証)

670.800千円

4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミ ットメント総額 借入実行残高 4,655,000 差引額 645,000

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

1.販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。

> 129,711千円 広告宣伝費 役員報酬 128,370 給与手当 499,185 退職給付費用 5,926 完成工事補償引当金繰入額 4,055 貸倒引当金繰入額 10,040 減価償却費 34,751

2. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

土地 18,181千円

3.固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物

3,093千円

4.減損損失

当中間連結会計期間において、当社グループは以 下の資産グループについて減損損失を計上しまし た。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
栃木県矢板市	遊休資産	土地	31,422

(経緯)

今後の利用計画が無く、地価も下落しているた め、減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

個々の物件単位でグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法等)

正味売却価額を使用し、土地については、主とし て路線価等に基づき評価しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

1.現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成17年9月30日現在)

千円

現金及び預金勘定 1,021,433

預入期間が3か月を超える

265,465 定期預金

現金及び現金同等物 755,968

(リース取引関係)

当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

- 1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
 - (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額及び中間期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末 残高相当 額 (千円)
機械装置及び運 搬具	99,451	40,086	59,364
工具器具備品	82,333	46,955	35,377
ソフトウェア	8,016	5,714	2,301
合計	189,800	92,757	97,043

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額

1 年内	31,696千円
1 年超	65,526
合計	97,223

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料19,600千円減価償却費相当額16,810支払利息相当額2,481

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期への配分方法について は、利息法によっております。

2.オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内2,949千円1年超5,708合計8,658

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの 該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)				
	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計 上額(千円)	差額(千円)		
(1)株式	71,452	94,419	22,966		
(2)債券					
国債・地方債等					
社債					
その他					
(3) その他					
合計	71,452	94,419	22,966		

3.時価評価されていない主な有価証券の内容

	当中間連結会計期間末 (平成17年 9 月30日)		
	中間連結貸借対照表計上額(千円)		
(1)満期保有目的の債券			
(2) その他有価証券			
非上場株式	15,000		
配当優先株式	0		

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

当社はデリバティブ取引について、金利スワップ取引を行っておりますが、ヘッジ会計を適用しておりますので記載を省略しております。

(セグメント情報)

a . 事業の種類別セグメント情報

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	不動産販売事 業(千円)	不動産賃貸事業(千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	11,545,535	142,450	11,687,986		11,687,986
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	4	13,816	13,820	(13,820)	
計	11,545,540	156,267	11,701,807	(13,820)	11,687,986
営業費用	10,083,738	91,433	10,175,172	(13,820)	10,161,351
営業利益	1,461,801	64,833	1,526,635		1,526,635

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品等の名称

事業区分は事業内容を勘案し、次のとおり分類しております。

不動産販売事業:戸建分譲住宅、建築、宅地造成等の企画・設計・工事等の請負他

不動産賃貸事業:住宅・店舗・商業ビル等不動産の賃貸等

b . 所在地別セグメント情報

当中間連結会計期間において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店が存在しないため、該当事項はありません。

c .海外売上高

当中間連結会計期間において、海外売上高が存在しないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

1株当たり純資産額

155,759円72銭

1株当たり中間純利益金額

28,329円87銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当社は、平成17年4月28日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。

前連結会計年度

1株当たり純資産額

132,141円21銭

1 株当たり当期純利益金額

42,653円20銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)
中間純利益(千円)	800,245
普通株主に帰属しない金額(千円)	
(利益処分による役員賞与金)	()
普通株式に係る中間純利益(千円)	800,245
普通株式の期中平均株式数(株)	28,247.40

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(3)【その他】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成17年11月15日開催の取締役会において承認された第15期事業年度の中間会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)の中間財務諸表は次のとおりであります。

なお、この中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という)に基づいて作成しておりますが、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査は未了であり中間監査報告書は受領しておりません。

中間貸借対照表

	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)			
区分	注記番号	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
1 . 現金及び預金	2	846,810		
2 . 売掛金		11,761		
3 . 未成工事支出金		26,633		
4 . 分譲土地建物	2, 3,6	7,720,571		
5 . 未成分譲土地	2,3	5,675,085		
6 . 未成分譲建物		1,045,724		
7.貯蔵品		30,112		
8 . 繰延税金資産		53,469		
9 . その他		461,615		
貸倒引当金		31		
流動資産合計			15,871,752	64.9
固定資産				
1 . 有形固定資産	1			
(1) 建物	2	3,291,929		
(2) 構築物		54,887		
(3) 車両運搬具		1,892		
(4) 工具器具備品		60,730		
(5) 土地	2,3	4,406,875		
(6)建設仮勘定		170,711		
有形固定資産合計			7,987,026	32.6

		1		
		当中間会計期間末 (平成17年 9 月30日)		1
区分	注記番号	金額(千円)		構成比 (%)
2 . 無形固定資産			97,533	0.4
3.投資その他の資産				
(1)投資有価証券		109,419		
(2) 関係会社株式		90,000		
(3)長期貸付金		174,866		
(4)長期前払費用		27,578		
(5) 繰延税金資産		52,515		
(6) その他		57,922		
貸倒引当金		174		
投資その他の資産合計			512,128	2.1
固定資産合計			8,596,688	35.1
資産合計			24,468,440	100.0
 (負債の部)				*
(貝質の部) 				
		4 225 072		
1.工事未払金	0.5	1,335,973		
2.短期借入金	2,5	12,955,350		
3 . 1 年以内返済予定長期 借入金	2	752,409		
4 . 1 年以内償還予定社債		100,000		
5 . 未払法人税等		582,291		
6 . 完成工事補償引当金		9,933		
7 . その他		540,687		
流動負債合計			16,276,643	66.5
固定負債				
1 . 長期借入金	2	3,480,307		
2 . 退職給付引当金		34,029		
3 . その他		221,184		
固定負債合計			3,735,520	15.3
負債合計			20,012,164	81.8

		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		
区分	注記番号	金額 (千円)		構成比 (%)
(資本の部)				
資本金			853,500	3.5
資本剰余金				
1.資本準備金		618,000		
2 . その他資本剰余金		21,165		
資本剰余金合計			639,165	2.6
利益剰余金				
1.利益準備金		153,475		
2 . 任意積立金		1,970,000		
3 . 中間未処分利益		826,566		
利益剰余金合計			2,950,041	12.1
その他有価証券評価差額 金			13,678	0.0
自己株式			109	0.0
資本合計			4,456,276	18.2
負債資本合計			24,468,440	100.0

中間損益計算書

中间損益計算者 				
		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		
区分	注記 番号			百分比 (%)
売上高			11,633,865	100.0
売上原価			9,085,941	78.1
売上総利益			2,547,923	21.9
販売費及び一般管理費			1,033,663	8.9
営業利益			1,514,260	13.0
営業外収益	1		155,655	1.3
営業外費用	2		237,734	2.0
経常利益			1,432,181	12.3
特別利益	3		18,181	0.2
特別損失	4,5		34,515	0.3
税引前中間純利益			1,415,846	12.2
法人税、住民税及び事 業税		571,097		
法人税等調整額		24,566	595,663	5.1
中間純利益			820,183	7.1
前期繰越利益			6,383	
中間未処分利益			826,566	

項目	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)
1.資産の評価基準及び評価方法	(1)有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動ります。 その他のあり算経のでは、おります。 (1)を持ちいるでは、おります。 を動いますののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのででは、ないのででは、ないのででは、ないのででは、ないのででは、ないのででは、ないのででは、ないのででは、ないのでででは、ないのでででは、ないのでででは、ないのでででは、ないのででは、ないのででは、ないのででは、ないのででは、ないのででは、ないのででは、ないのででは、ないのででは、ないのででは、ないのではないのではないのでは、ないのではないのではないでは、ないのではないのではないのではないのではないでは、ないではないのではないではな
2.固定資産の減価償却の方法	用しております。 (1)有形固定資産 定率法を採用しております。ただ し、平成10年4月1日以降に取得した 建物については定額法を採用しており ます。 なお、主な資産の耐用年数は次のと おりであります。 建物 8~50年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、 社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3)長期前払費用 定額法を採用しております。

明日		T
(債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については関別に回収可能性を勘案し、にの収不能見込額を計出金定成工事は係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補償実績に将来の書業年度未におけるをから過いで計上しております。 (3) 退職給付引当金従業員の退職給付債務ので表土におけるのである。 (3) 退職給付引当金が業年度末におけるので表計を表別ので発生しております。 (4) 役員退職制が引きので発生の表別ので発生します。 (4) 役員退職制が引きので表別ので表別ので表別ので表別ので表別ので表別ので表別ので表別ので表別ので表別	項目	(自 平成17年4月1日
(債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については関別に回収可能性を勘案し、にの収不能見込額を計出金定成工事は係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補償実績に将来の書業年度未におけるをから過いで計上しております。 (3) 退職給付引当金従業員の退職給付債務ので表土におけるのである。 (3) 退職給付引当金が業年度末におけるので表計を表別ので発生しております。 (4) 役員退職制が引きので発生の表別ので発生します。 (4) 役員退職制が引きので表別ので表別ので表別ので表別ので表別ので表別ので表別ので表別ので表別ので表別	3 引当金の計ト基準	(1)貸倒引当全
め、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については関別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)完成工事相償引当金 完成工事に係る研護実績に将来の費用に備えるため、過去の補償実績に将すります。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付債務の 便法により自己都会計期間末において発生していると認めら計れる額を計上しております。 (4)役員の退職制労引・過量を対しております。 (4)役員の退職制労・企の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しておりの表計を表す。 (4)役員の退職制労・企の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しておりよう。当社は必来、公司の機制労金の支出に備えるため、内規に基が、平金制度を廃止いたしました。これに伴い、応じた退職制労金の担間相にがしました。これに伴い、応じた退職制労金の在任期間にがしました。なお、支給対象期間に係る役員であると認められるもの以外のファイナシス・リース取引の処理方法 リース取引に係る役員であると認められるもの以外のファイナウンス・リース取引に係るである法に準じた会計処理に係ます。 4・リース取引の処理方法 リース取引に所有権が借主に移転すると認められるもの以外の、通常可能によっております。方法に準じた会計処理は税方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税の会計処理は税方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資産に係る控除対象外消費税は、投資産に係る控除対象外消費税は、投資産に係る控除対象外消費税は、投資産に係る控除対象外消費税は、投資産に係る控除対象外消費税は、投資産に係る控除対象外消費税は、投資産に係る控除対象外消費税は、投資産に係る控除対象外消費税は、投資産に係る控除対象外消費税は、投資産に係る控除対象外消費税は、投資産に係る控除対象外消費税は、投資を定しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税の会計処理は税 技力では 固定では は 国 に対し は 国 に対し は 国 に対し は 国 に対し は 国 は 対し は は 対し は 国 は 対し は 国 は 対し は は 対し は は 知 は 対し は は 対し は は は 対し は 国 は は は は は は は は は は は は は は は は は	3.3132071227	, -
より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込額を計上出金 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補償実績に将来の補償見込みを加味して計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付引当金 従業員の退職給付引当金 従業員の退職給付債務(簡便法により自己都合要支給額の100%)に基づき、当中間会計期間末において発生していると記められる額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 当社は従来、役員の退職慰労金の支給額を計上してが助りましたが、別日をもの力はし退職を対してが成17年3月31日を打りしたが、取成17年3月31日をもって役員。 定れに伴い、平成17年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を平成17年6月20日開催の株主総会において決議いたしました。 なお、支給対象期間に係る役員退職慰労金の打切り支給を平成17年6月20日開催の株主総会において決議いたしました。 なお、支給対象期間に係る役員退職別労金の表別では、固定負債の「その他」に計上しております。		
いては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補償実績に将来の補償見込みを加味して計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(6)等では、より自己都合要支給額の100%)に基づき、当中間会計期間末において発生していると記められる額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 当社は従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく平成17年3月31日をしますでの在任期間に応じた。これに伴い、平成17年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給をおいて決議・制制に係るでは、対策を所要額118,625千円については、固定負債の「その他」に計上しております。 4.リース取引の処理方法 4.リース取引の処理方法 4.リース取引の処理方法 5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「資税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		
収不能見込額を計上しております。 (2)完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補償実績に将来の補償見込みを加味して計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(簡便法により自己き、当会計していると認められる額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 当社は従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成17年3月31日をもよりたの、内規に基づく平成17年3月31日をもよりた。これに伴い、では17年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を平成17年6月20日開催の株主総会において決議いたしまるのと認めが会において決議いたしまるの過度であると認め所有権が借主に移転すると認め所有権が借主に移転すると認めます。 4・リース取引の処理方法 リース取引の処理方法 「カース取引の処理方法 「関税等の会計処理 対方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		
(2) 完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補償実績に将来の補償見込みを加味して計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(簡便法により自己都合要支給額の100%)に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上していると認められる額を計上していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成17年3月31日をもって役員退職慰労金の支出に伴い、平成17年3月31日を応じた退職慰労金の技術を計上しておりまとのでの在任期間に応じた退職慰労金の打りり支給を平成17年6月20日開催の株主総会において決議いたしました。これに伴い、応じた退職慰労金の打けり支給を平成17年6月20日開催の株主総会において決議いたしました。おります。と認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸債の「その他」に計上しております。と認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸債でよります。 5 . その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 対策の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		
完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補償実績に将来の補償見込みを加味して計上しております。 (3)退職給付引当金従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(簡便法により自己都合要支給額の100%)に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金当社は従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成17年3月31日をもっました。これに伴いにた退職慰労金の財治を廃止いたした。これに伴いたじた退職慰労金の打けり支給を平成17年6月20日開催の株主総会においてた退職配労金の担によるた。対別までの在任期間に応じた場職見労金所要額118,625千円については、固定負債の「その他」に計上しております。 4.リース取引の処理方法 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		収不能見込額を計上しております。
えるため、過去の補償実績に将来の補償見込みを加味して計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(簡便法により自己都合要支給額の100%)に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 当社は従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく平成17年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これに伴い、平成17年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金制度を廃止いたによいた。これに伴い、平成17年3月31日までの在任期間に係る行力り支給を平成17年6月20日開催の株主総会において決議いたしました。なお、支給対象期間に係る役員退職慰労金所要額118,625千円については、固定負債の「その他」に計上しております。 4 ・リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の方法で表別のように関係の方法に準じた会計処理によっております。 5 ・その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		(2)完成工事補償引当金
(富見込みを加味して計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(簡便法により自己都合要支給額の 100%)に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 当社は従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成17年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これに伴い、平成17年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を平成17年6月20日開催の株主総会において決議いたしました。なお、支給対象期間に係る役員退職慰労金所要額118,625千円については、固定負債の「その他」に計上しております。 4.リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の質質情取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		完成工事に係る瑕疵担保の費用に備
す。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当 事業年度末における退職給付債務(簡 便法により自己都合要支給額の 100%)に基ずとしていると認められる額 を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 当社は従来の、内規に基づ平平成17年 3月31日をもって役員退職慰労金の支 組に備えるため、りましたが、平成17年 3月31日をもって役員退職慰労金の支給額を計上した。これに伴い、平成17年3月31日までの在任期間に応じた退日開催の株主総会において決議いてほる日の日開催の株主総会において決議が18年の代表に表しました。 なお、支給対象期間に係る行法に係るのりては、固定負債の「その他」に計上しております。 4・リース取引の処理方法 リース取引の処理方法 リース取引の処理方法 リース取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5・その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税 抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		えるため、過去の補償実績に将来の補
(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付信務(簡 便法により自己都合要支給額の 100%)に基づき、当中間会計期間末 において発生していると認められる額 を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 当社は従来、役員の退職慰労金の支 出に備えるため、内規に基づ、平成17年 3月31日をもって役員退職慰労金の支 出にたしましたが、平成17年 3月31日をもって役員退職慰労金制度 を廃止いたしました。 これに作い、でじた退職慰労金の株主 総会において決議いた6月20日開催の株主 総会において決議いた6月20日開催の株主 総会において決議いた6月20日開催の株主 総会において決議の「その他」に計上して おります。 4・リース取引の処理方法 リース取引の処理方法 4・リース取引の処理方法 「現常の質性取引に係る方法に準じた会計処理によって おります。 5・その他中間財務諸表作成 のための基本となる重要 な事項 「費税及び地方消費税の会計処理は税 抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資 その他の資産に計上し、5年間で均等償		償見込みを加味して計上しておりま
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(簡便法により自己都合要支給額の100%)に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金当社は従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成17年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これに伴い、正成17年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を平成17年6月20日開催の株主総会において決議いたしました。なお、支給対象期間に係る役員退職慰労金所要額118,625千円については、固定負債の「その他」に計上しております。 4.リース取引の処理方法 リース取引の処理方法 リース取引の処理方法 リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		す。
事業年度末における退職給付債務(簡便法により自己都合要支給額の100%)に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金当社は従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成17年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これに伴い、平成17年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を平成17年6月20日開催の株主総会において決議いたしました。なお、支給対象期間に係る役員退職慰労金所要額118,625千円については、固定負債の「その他」に計上しております。 4.リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償) (3)退職給付引当金
便法により自己都合要支給額の 100%)に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 当社は従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成17年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。 これに伴い、平成17年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を平成17年6月20日開催の株主総会において決議いたしました。 なお、支給対象期間に係る役員退職 慰労金所要額118,625千円については、固定負債の「その他」に計上しております。 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税 抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		従業員の退職給付に備えるため、当
便法により自己都合要支給額の 100%)に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 当社は従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成17年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。 これに伴い、平成17年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を平成17年6月20日開催の株主総会において決議いたしました。 なお、支給対象期間に係る役員退職 慰労金所要額118,625千円については、固定負債の「その他」に計上しております。 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税 抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		 事業年度末における退職給付債務(簡
100%)に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 当社は従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成17年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。 これに伴い、平成17年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を平成17年6月20日開催の株主総会において決議いたしました。なお、支給対象期間に係る役員退職慰労金所要額118,625千円については、固定負債の「その他」に計上しております。 4.リース取引の処理方法 リース取引の処理方法 リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 第費税等の会計処理 消費税の会計処理 消費税の会計処理 消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		***************************************
において発生していると認められる額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 当社は従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成17年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これに伴い、平成17年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を平成17年6月20日開催の株主総会において決議いたしました。なお、支給対象期間に係る役員退職慰労金所要額118,625千円については、固定負債の「その他」に計上しております。 4.リース取引の処理方法 リース取引の処理方法 リース取引の処理方法 リース取引の処理方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 当社は従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成17年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。 これに伴い、平成17年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を平成17年6月20日開催の株主総会において決議いたしました。なお、支給対象期間に係る役員退職慰労金所要額118,625千円については、固定負債の「その他」に計上しております。 4.リース取引の処理方法 リース取引の処理方法 リース取引の処理方法 リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
(4)役員退職慰労引当金 当社は従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成17年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これに伴い、平成17年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を平成17年6月20日開催の株主総会において決議いたしました。なお、支給対象期間に係る役員退職慰労金所要額118,625千円については、固定負債の「その他」に計上しております。 4.リース取引の処理方法 リース取引の処理方法 リース取引の処理方法 リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		
当社は従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成17年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。 これに伴い、平成17年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を平成17年6月20日開催の株主総会において決議いたしました。なお、支給対象期間に係る役員退職慰労金所要額118,625千円については、固定負債の「その他」に計上しております。 4.リース取引の処理方法 リース取引の処理方法 リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 第費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		
出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成17年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これに伴い、平成17年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を平成17年6月20日開催の株主総会において決議いたしました。なお、支給対象期間に係る役員退職慰労金所要額118,625千円については、固定負債の「その他」に計上しております。 4.リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 が費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		, -
額を計上しておりましたが、平成17年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。 これに伴い、平成17年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を平成17年6月20日開催の株主総会において決議いたしました。 なお、支給対象期間に係る役員退職慰労金所要額118,625千円については、固定負債の「その他」に計上しております。 4.リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 第一様等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		
3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。 これに伴い、平成17年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を平成17年6月20日開催の株主総会において決議いたしました。なお、支給対象期間に係る役員退職慰労金所要額118,625千円については、固定負債の「その他」に計上しております。 4.リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		
を廃止いたしました。 これに伴い、平成17年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を平成17年6月20日開催の株主総会において決議いたしました。なお、支給対象期間に係る役員退職慰労金所要額118,625千円については、固定負債の「その他」に計上しております。 4.リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 が費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		
これに伴い、平成17年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を平成17年6月20日開催の株主総会において決議いたしました。なお、支給対象期間に係る役員退職慰労金所要額118,625千円については、固定負債の「その他」に計上しております。 4.リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		3月31日をもって役員退職慰労金制度
の在任期間に応じた退職慰労金の打切 り支給を平成17年6月20日開催の株主 総会において決議いたしました。 なお、支給対象期間に係る役員退職 慰労金所要額118,625千円について は、固定負債の「その他」に計上して おります。 4.リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取 引に係る方法に準じた会計処理によって おります。 5.その他中間財務諸表作成 のための基本となる重要 な事項 が費税及び地方消費税の会計処理は税 抜方式を採用しております。ただし、固 定資産に係る控除対象外消費税は、投資 その他の資産に計上し、5年間で均等償		を廃止いたしました。
リ支給を平成17年6月20日開催の株主 総会において決議いたしました。 なお、支給対象期間に係る役員退職 慰労金所要額118,625千円について は、固定負債の「その他」に計上して おります。 4.リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取 引に係る方法に準じた会計処理によって おります。 5.その他中間財務諸表作成 のための基本となる重要 な事項 消費税及び地方消費税の会計処理は税 抜方式を採用しております。ただし、固 定資産に係る控除対象外消費税は、投資 その他の資産に計上し、5年間で均等償		これに伴い、平成17年3月31日まで
総会において決議いたしました。 なお、支給対象期間に係る役員退職 慰労金所要額118,625千円について は、固定負債の「その他」に計上して おります。 4.リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取 引に係る方法に準じた会計処理によって おります。 5.その他中間財務諸表作成 のための基本となる重要 な事項 消費税及び地方消費税の会計処理は税 抜方式を採用しております。ただし、固 定資産に係る控除対象外消費税は、投資 その他の資産に計上し、5年間で均等償		の在任期間に応じた退職慰労金の打切
なお、支給対象期間に係る役員退職 慰労金所要額118,625千円について は、固定負債の「その他」に計上して おります。 4 . リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取 引に係る方法に準じた会計処理によって おります。 5 . その他中間財務諸表作成 のための基本となる重要 な事項 が費税及び地方消費税の会計処理は税 抜方式を採用しております。ただし、固 定資産に係る控除対象外消費税は、投資 その他の資産に計上し、5年間で均等償		り支給を平成17年6月20日開催の株主
慰労金所要額118,625千円については、固定負債の「その他」に計上しております。 4.リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 が費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		総会において決議いたしました。
は、固定負債の「その他」に計上しております。 4.リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 が費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		なお、支給対象期間に係る役員退職
おります。 4.リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 が事項 が表示を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		慰労金所要額118,625千円について
4.リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 ファイン おります。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税 抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		は、固定負債の「その他」に計上して
4.リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 ファイン おります。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税 抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償		おります。
と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取 引に係る方法に準じた会計処理によって おります。 5.その他中間財務諸表作成 のための基本となる重要 な事項 が事項 が関係の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税 抜方式を採用しております。ただし、固 定資産に係る控除対象外消費税は、投資 その他の資産に計上し、5年間で均等償	4.リース取引の処理方法	
リース取引については、通常の賃貸借取 引に係る方法に準じた会計処理によって おります。 5.その他中間財務諸表作成 のための基本となる重要 な事項 消費税及び地方消費税の会計処理は税 抜方式を採用しております。ただし、固 定資産に係る控除対象外消費税は、投資 その他の資産に計上し、5年間で均等償		
引に係る方法に準じた会計処理によって おります。 5.その他中間財務諸表作成 のための基本となる重要 な事項 が事項 が関係を受ける。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税 抜方式を採用しております。ただし、固 定資産に係る控除対象外消費税は、投資 その他の資産に計上し、5年間で均等償		
おります。 5.その他中間財務諸表作成 のための基本となる重要 な事項 お事項 おう式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資		
5.その他中間財務諸表作成 のための基本となる重要 な事項 お事項 お方式を採用しております。ただし、固 定資産に係る控除対象外消費税は、投資 その他の資産に計上し、5年間で均等償		
のための基本となる重要 な事項 な事項 抜方式を採用しております。ただし、固 定資産に係る控除対象外消費税は、投資 その他の資産に計上し、5年間で均等償	- こころの他の問題を発生を示している。	
な事項 抜方式を採用しております。ただし、固 定資産に係る控除対象外消費税は、投資 その他の資産に計上し、5年間で均等償		
定資産に係る控除対象外消費税は、投資 その他の資産に計上し、5年間で均等償		
その他の資産に計上し、5年間で均等償	(事項	
Ⅰ おおり おもしており、それ以外は発生会計年度		
		却をしており、それ以外は発生会計年度
の期間費用としております。		の期間費用としております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

(固定資産の減損にかかる会計基準)

当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見 書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び (「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業 会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用し ております。これにより税引前中間純利益は31,422千円 減少しております。

なお、減損損失累計額については、改正後の中間財務 諸表等規則に基づき当該資産の金額から直接控除してお ります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成17年9月30日)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

516,898千円

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

現金及び預金	250,700千円
分譲土地建物	6,083,046
未成分譲土地	5,529,241
建物	3,012,830
土地	4,199,115
計	19,074,934

上記には、担保権の設定が留保されている分譲土 地建物が、3,909,025千円、未成分譲土地が 2,112,830千円及び土地が26,705千円含まれており ます。

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金 12,955,350千円 1年以内返済予定長期借入金 752,409 長期借入金 3,480,307 計 17,188,066

3.分譲土地建物に計上していた土地16,705千円及び 未成分譲土地に計上していた土地10,000千円につい て所有目的を事業用に変更したため、土地へ振替処 理しております。

- 4.保証債務
 - (1) 住宅ローン利用者に対する金融機関の融資について保証を行っております。(住宅ローン実行までの金融機関からのつなぎ融資に対する保証)

670,800千円

(2)子会社の銀行借入金に対して次のとおり保証を行っております。

グランディ土木建設㈱ 113,902千円

5.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミ ットメント総額 借入実行残高 4,655,000 差引額 645,000

6.分譲建物完成前の建売分譲土地は4,495,604千円 であります。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

1.営業外収益のうち主要なものは、次のとおりであります。

受取利息2,619千円受取配当金4,361維持管理業務収入53,209受取事務手数料89,462

2.営業外費用のうち主要なものは、次のとおりであります。

支払利息 214,059千円

3 . 特別利益のうち主要なものは、次のとおりであり ます。

固定資産売却益 18,181千円

4.特別損失のうち主要なものは、次のとおりであります。

減損損失 31,422千円 固定資産除却損 3,093

5.減損損失

当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
栃木県矢板市	遊休資産	土地	31,422

(経緯)

今後の利用計画も無く、地価も下落しているため、減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

個々の物件単位でグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法等)

正味売却価額を使用し、土地については、主として路線価等に基づき評価しております。

6.減価償却実施額は、次のとおりであります。

有形固定資産 64,847千円 無形固定資産 11,848

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

- 1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
 - (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額及び中間期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末 残高相当 額 (千円)
機械装置	5,000	486	4,513
車両運搬具	61,647	15,358	46,288
工具器具備品	71,024	42,477	28,546
ソフトウェア	6,837	5,690	1,147
合計	144,508	64,012	80,495

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額

1年内22,303千円1年超53,934合計76,238

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料14,934千円減価償却費相当額13,363支払利息相当額1,949

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期への配分方法について は、利息法によっております。

2.オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内1,929千円1年超1,798合計3,728

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

当中間会計期間において子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

1株当たり純資産額

157,758円82銭

1株当たり中間純利益金額

29,035円71銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当社は、平成17年4月28日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。

前事業年度

1株当たり純資産額

133,434円48銭

1 株当たり当期純利益金額

39,491円62銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)
中間純利益(千円)	820,183
普通株主に帰属しない金額(千円)	
(利益処分による役員賞与金)	()
普通株式に係る中間純利益(千円)	820,183
普通株式の期中平均株式数(株)	28,247.40

(重要な後発事象)

該当事項はありません。